

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事
工事地名	浦和出張所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 4月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 4月
2) 事務所名	大宮国道事務所 管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025031012	1 4) 単価適用年月	2026年 4月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 4月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	1051日間 自 令和 8年 5月16日 (当初) 至 令和11年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	浦和地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 7 号	2 2) 処 分 費 等	1,850,000
		2 3) 公 告 日	令和 8年 3月23日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路維持 令和8年度		式	1		20,952,750				
植栽維持工		式	1		7,646,830				
樹木・芝生管理工		式	1		7,646,830				
高木夏期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	12,040	240,800			単-1号	
高木夏期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	16,830	336,600			単-2号	
高木冬期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	10,130	506,500			単-3号	
高木冬期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	14,080	704,000			単-4号	
中低木円筒形剪定 (1)	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	960.9	288,270			単-5号	
中低木円筒形剪定 (2)	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	2,367	710,100			単-6号	
寄植剪定 (1)	低木 供用区間 歩道及び交通島	m2	22,000	209.1	4,600,200			単-7号	
寄植剪定 (2)	低木 供用区間 中央分離帯	m2	1,000	240.5	240,500			単-8号	
抜根除草	植込地 供用区間 歩道及び交通島	m2	100	198.6	19,860			単-9号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路植栽工		式	1		131,200				
道路植栽工		式	1		131,200				
道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹 高2m×枝張0.6m 供用 区間 歩道及び交通島	本	10	13,120	131,200			単-10号	
防草工 (1)		式	1		2,408,400				
防草シート		式	1		2,408,400				
防草シート	露出 固定ピン設置 平 面部(1:2.0超)	m2	1,200	2,007	2,408,400			単-11号	
防草工 (2)		式	1		531,600				
防草コンクリート		式	1		531,600				
張りコンクリート	18-8-25(20)(高炉) W/ C指定なし コンクリー ト 夜間割増無	m2	100	5,316	531,600			単-12号	
除草工		式	1		466,800				
道路除草工		式	1		466,800				
除草 (1)	肩掛式機械除草 防護 有り 集草・積込運搬	m2	1,500	162.4	243,600			単-13号	

設計内訳書

工事名	R 8・R 9・R 10 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
除草 (2)	肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	m2	1,500	148.8	223,200			単-14号	
発生物処理工		式	1		1,850,000				
発生物処理工		式	1		1,850,000				
処分費 (1)	剪定枝・葉	t	50					単-15号	
処分費 (2)	雑草	t	50					単-16号	
応急処理工		式	1		3,547,520				
緊急処理工		式	1		3,547,520				
緊急処理		式	1		3,547,520			内-1号	
仮設工		式	1		4,370,400				
交通管理工		式	1		4,370,400				
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	人日	120	19,590	2,350,800			単-17号	
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	人日	110	18,360	2,019,600			単-18号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接工事費		式	1		20,952,750				
共通仮設費		式	1		3,676,000				
共通仮設費		式	1		466,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		466,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		3,210,000				
純工事費		式	1		24,628,750				
現場管理費		式	1		11,780,000				
工事原価		式	1		36,408,750				
一般管理費等		式	1		7,291,250				
工事価格		式	1		43,700,000				
消費税相当額		式	1		4,370,000				
工事費計		式	1		48,070,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 令和9年度			式	1		20,952,750			
植栽維持工			式	1		7,646,830			
樹木・芝生管理工			式	1		7,646,830			
高木夏期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	12,040	240,800				単-1号
高木夏期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	16,830	336,600				単-2号
高木冬期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	10,130	506,500				単-3号
高木冬期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	14,080	704,000				単-4号
中低木円筒形剪定 (1)	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	960.9	288,270				単-5号
中低木円筒形剪定 (2)	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	2,367	710,100				単-6号
寄植剪定 (1)	低木 供用区間 歩道及び交通島	m2	22,000	209.1	4,600,200				単-7号
寄植剪定 (2)	低木 供用区間 中央分離帯	m2	1,000	240.5	240,500				単-8号
抜根除草	植込地 供用区間 歩道及び交通島	m2	100	198.6	19,860				単-9号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路植栽工		式	1		131,200				
道路植栽工		式	1		131,200				
道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹 高2m×枝張0.6m 供用 区間 歩道及び交通島	本	10	13,120	131,200			単-10号	
防草工 (1)		式	1		2,408,400				
防草シート		式	1		2,408,400				
防草シート	露出 固定ピン設置 平 面部(1:2.0超)	m2	1,200	2,007	2,408,400			単-11号	
防草工 (2)		式	1		531,600				
防草コンクリート		式	1		531,600				
張りコンクリート	18-8-25(20)(高炉) W/ C指定なし コンクリー ト 夜間割増無	m2	100	5,316	531,600			単-12号	
除草工		式	1		466,800				
道路除草工		式	1		466,800				
除草 (1)	肩掛式機械除草 防護 有り 集草・積込運搬	m2	1,500	162.4	243,600			単-13号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
除草 (2)		肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	m2	1,500	148.8	223,200			単-14号
発生物処理工			式	1		1,850,000			
発生物処理工			式	1		1,850,000			
処分費 (1)		剪定枝・葉	t	50					単-15号
処分費 (2)		雑草	t	50					単-16号
応急処理工			式	1		3,547,520			
緊急処理工			式	1		3,547,520			
緊急処理			式	1		3,547,520			内-1号
仮設工			式	1		4,370,400			
交通管理工			式	1		4,370,400			
交通誘導警備員 (1)		交通誘導警備員A	人日	120	19,590	2,350,800			単-17号
交通誘導警備員 (2)		交通誘導警備員B	人日	110	18,360	2,019,600			単-18号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接工事費		式	1		20,952,750				
共通仮設費		式	1		3,676,000				
共通仮設費		式	1		466,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		466,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		3,210,000				
純工事費		式	1		24,628,750				
現場管理費		式	1		11,780,000				
工事原価		式	1		36,408,750				
一般管理費等		式	1		7,291,250				
工事価格		式	1		43,700,000				
消費税相当額		式	1		4,370,000				
工事費計		式	1		48,070,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路維持 令和10年度		式	1		20,952,750				
植栽維持工		式	1		7,646,830				
樹木・芝生管理工		式	1		7,646,830				
高木夏期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	12,040	240,800			単-1号	
高木夏期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	16,830	336,600			単-2号	
高木冬期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	10,130	506,500			単-3号	
高木冬期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	14,080	704,000			単-4号	
中低木円筒形剪定 (1)	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	960.9	288,270			単-5号	
中低木円筒形剪定 (2)	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	2,367	710,100			単-6号	
寄植剪定 (1)	低木 供用区間 歩道及び交通島	m2	22,000	209.1	4,600,200			単-7号	
寄植剪定 (2)	低木 供用区間 中央分離帯	m2	1,000	240.5	240,500			単-8号	
抜根除草	植込地 供用区間 歩道及び交通島	m2	100	198.6	19,860			単-9号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路植栽工			式	1		131,200			
道路植栽工			式	1		131,200			
道路植栽 中木		中木 キンモクセイ 樹 高2m×枝張0.6m 供用 区間 歩道及び交通島	本	10	13,120	131,200			単-10号
防草工 (1)			式	1		2,408,400			
防草シート			式	1		2,408,400			
防草シート		露出 固定ピン設置 平 面部(1:2.0超)	m2	1,200	2,007	2,408,400			単-11号
防草工 (2)			式	1		531,600			
防草コンクリート			式	1		531,600			
張りコンクリート		18-8-25(20)(高炉) W/ C指定なし コンクリー ト 夜間割増無	m2	100	5,316	531,600			単-12号
除草工			式	1		466,800			
道路除草工			式	1		466,800			
除草 (1)		肩掛式機械除草 防護 有り 集草・積込運搬	m2	1,500	162.4	243,600			単-13号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
除草 (2)		肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	m2	1,500	148.8	223,200			単-14号
発生物処理工			式	1		1,850,000			
発生物処理工			式	1		1,850,000			
処分費 (1)		剪定枝・葉	t	50					単-15号
処分費 (2)		雑草	t	50					単-16号
応急処理工			式	1		3,547,520			
緊急処理工			式	1		3,547,520			
緊急処理			式	1		3,547,520			内-1号
仮設工			式	1		4,370,400			
交通管理工			式	1		4,370,400			
交通誘導警備員 (1)		交通誘導警備員A	人日	120	19,590	2,350,800			単-17号
交通誘導警備員 (2)		交通誘導警備員B	人日	110	18,360	2,019,600			単-18号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接工事費		式	1		20,952,750				
共通仮設費		式	1		3,676,000				
共通仮設費		式	1		466,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		466,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		3,210,000				
純工事費		式	1		24,628,750				
現場管理費		式	1		11,780,000				
工事原価		式	1		36,408,750				
一般管理費等		式	1		7,291,250				
工事価格		式	1		43,700,000				
消費税相当額		式	1		4,370,000				
工事費計		式	1		48,070,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事					事業区分			
						工事区分			
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格			式	1		43, 700, 000			1年目
工事価格			式	1		43, 700, 000			2年目
工事価格			式	1		43, 700, 000			3年目
工事価格			式	1		131, 100, 000			工事全体
消費税相当額			式	1		13, 110, 000			
工事費計			式	1		144, 210, 000			

一式当たり内訳書

緊急処理

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人	30	33, 354	1, 000, 620			
造園工		人	50	27, 030	1, 351, 500			
普通作業員		人	30	26, 418	792, 540			
トラック [クレーン装置付]	通称2 t 積級 吊能力2. 9 t	時間	40	8, 569	342, 760			
サザンカ	樹高2m×枝張0. 5m	本	10	6, 010	60, 100			
合 計					3, 547, 520			

一式当たり内訳書

緊急処理

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人	30	33, 354	1, 000, 620			
造園工		人	50	27, 030	1, 351, 500			
普通作業員		人	30	26, 418	792, 540			
トラック [クレーン装置付]	通称2 t 積級 吊能力2. 9 t	時間	40	8, 569	342, 760			
サザンカ	樹高2m×枝張0. 5m	本	10	6, 010	60, 100			
合 計					3, 547, 520			

一式当たり内訳書

緊急処理

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人	30	33, 354	1, 000, 620			
造園工		人	50	27, 030	1, 351, 500			
普通作業員		人	30	26, 418	792, 540			
トラック [クレーン装置付]	通称2 t 積級 吊能力2. 9 t	時間	40	8, 569	342, 760			
サザンカ	樹高2m×枝張0. 5m	本	10	6, 010	60, 100			
合 計					3, 547, 520			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単一1号	高木夏期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 12,040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（高木せん定）		夏期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	12,040	12,040		
計						12,040		
単価						12,040	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単一2号	高木夏期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 16,830
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（高木せん定）		夏期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	16,830	16,830		
計						16,830		
単価						16,830	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-3号	高木冬期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	植樹管理（高木せん定）	冬期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	本	1	10,130	10,130		
	計					10,130		
	単価					10,130	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-4号	高木冬期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	植樹管理（高木せん定）	冬期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	本	1	14,080	14,080		
	計					14,080		
	単価					14,080	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-5号	中低木円筒形剪定 (1)	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 960.9
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（低木・中木せん定）								
			円筒形せん定樹高100cm以上200cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	960.9	960.9	
計							960.9	
単価							960.9	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-6号	中低木円筒形剪定 (2)	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 2,367
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（低木・中木せん定）								
			円筒形せん定樹高200cm以上300cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	2,367	2,367	
計							2,367	
単価							2,367	円／本

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単一7号	寄植剪定 (1)	低木 供用区間 歩道及び交通島	単位	m2	数量	1	単価 209.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（寄植せん定）		低木 1000m2以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	m 2	1	209.1	209.1	
計						209.1	
単価						209.1	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単一8号	寄植剪定 (2)	低木 供用区間 中央分離帯	単位	m2	数量	1	単価 240.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（寄植せん定）		低木 1000m2以上 無 無 供用区間 中央分離帯	m 2	1	240.5	240.5	
計						240.5	
単価						240.5	円/m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-9号	抜根除草	植込地 供用区間 歩道及び交通島	単位	m2	数量	1	単価 198.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（抜根除草）		植込み地 100m2以上1000m2未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	m 2	1	198.6	198.6	
計						198.6	
単価						198.6	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-10号	道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹高2m×枝張0.6m 供用区間 歩道 及び交通島	単位	本	数量	1	単価 13,120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽（植樹）		中木樹高200cm以上300cm未満 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 有	本	1	13,120	13,120	
計						13,120	
単価						13,120	円/本

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	防草シート	露出 固定ピン設置 平面部(1:2.0超)	単位	m2	数量	1	単価	2,007
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防草シート設置		無し 露出 固定ピンとワッシャーを併用して設置 平面部(1:2.0超) 有り 1.2m2	m 2	1	2,007	2,007		
計						2,007		
単価						2,007	円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-12号	張りコンクリート	18-8-25(20) (高炉) W/C指定なし コンクリート 夜間 割増無	単位	m2	数量	1	単価	5,316
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	基礎碎石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40〜0 全ての費用	m 2	1	1,336	1,336		
	型枠工	防草コンクリート	m 2	0.14	6,377	892.78		
	コンクリート打設工	防草コンクリート 人力打設 各種 無し 7m3/100m2 無し	m 2	1	2,973	2,973		
	養生工	防草コンクリート	m 2	1	114.1	114.1		
	計					5,315.88		
	単価					5,316	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-13号	除草 (1)	肩掛式機械除草 防護有り 集草・積込運搬	単位	m2	数量	1	単価 162.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		有り ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・通称2t積級) 17.5km以下 全ての費用	m 2	1	162.4	162.4	
計						162.4	
単価						162.4	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-14号	除草 (2)	肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	単位	m2	数量	1	単価 148.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・通称2t積級) 17.5km以下 全ての費用	m 2	1	148.8	148.8	
計						148.8	
単価						148.8	円/m2

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単-15号	処分費 (1)	剪定枝・葉	単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1				
計								
単価							円/t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単-16号	処分費 (2)	雑草	単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1				
計								
単価							円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単一17号	交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	単位	人日	数量	1	単価	19,590
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	19,590	19,590		
計						19,590		
単価						19,590	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単一18号	交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	単位	人日	数量	1	単価	18,360
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	18,360	18,360		
計						18,360		
単価						18,360	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単一1号	高木夏期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 12,040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（高木せん定）		夏期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	12,040	12,040		
計						12,040		
単価						12,040	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単一2号	高木夏期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 16,830
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（高木せん定）		夏期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	16,830	16,830		
計						16,830		
単価						16,830	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-3号	高木冬期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量	1	単価	10,130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（高木せん定）		冬期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	10,130	10,130		
計						10,130		
単価						10,130	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-4号	高木冬期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量	1	単価	14,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（高木せん定）		冬期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	14,080	14,080		
計						14,080		
単価						14,080	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-5号	中低木円筒形剪定 (1)	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量	1	単価 960.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（低木・中木せん定）		円筒形せん定樹高100cm以上200cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	本	1	960.9	960.9	
計						960.9	
単価						960.9	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-6号	中低木円筒形剪定 (2)	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量	1	単価 2,367
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（低木・中木せん定）		円筒形せん定樹高200cm以上300cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	本	1	2,367	2,367	
計						2,367	
単価						2,367	円／本

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単一7号	寄植剪定 (1)	低木 供用区間 歩道及び交通島	単位	m2	数量	1	単価 209.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（寄植せん定）		低木 1000m2以上 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	m 2	1	209.1	209.1	
計						209.1	
単価						209.1	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単一8号	寄植剪定 (2)	低木 供用区間 中央分離帯	単位	m2	数量	1	単価 240.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（寄植せん定）		低木 1000m2以上 無 無 供用区間 中央分離帯	m 2	1	240.5	240.5	
計						240.5	
単価						240.5	円／m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-9号	抜根除草	植込地 供用区間 歩道及び交通島	単位	m2	数量	1	単価 198.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（抜根除草）		植込み地 100m2以上1000m2未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	m 2	1	198.6	198.6	
計						198.6	
単価						198.6	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-10号	道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹高2m×枝張0.6m 供用区間 歩道 及び交通島	単位	本	数量	1	単価 13,120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽（植樹）		中木樹高200cm以上300cm未満 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 有	本	1	13,120	13,120	
計						13,120	
単価						13,120	円／本

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	防草シート	露出 固定ビン設置 平面部(1:2.0超)	単位	m2	数量	1	単価	2,007
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防草シート設置		無し 露出 固定ビンとワッシャーを併用して設置 平面部(1:2.0超) 有り 1.2m2	m 2	1	2,007	2,007		
計						2,007		
単価						2,007	円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-12号	張りコンクリート	18-8-25(20) (高炉) W/C指定なし コンクリート 夜間 割増無	単位	m2	数量	1	単価	5,316
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	基礎碎石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40〜0 全ての費用	m 2	1	1,336	1,336		
	型枠工	防草コンクリート	m 2	0.14	6,377	892.78		
	コンクリート打設工	防草コンクリート 人力打設 各種 無し 7m3/100m2 無し	m 2	1	2,973	2,973		
	養生工	防草コンクリート	m 2	1	114.1	114.1		
	計					5,315.88		
	単価					5,316	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-13号	除草 (1)	肩掛式機械除草 防護有り 集草・積込運搬	単位	m2	数量	1	単価 162.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		有り ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・通称2t積級) 17.5km以下 全ての費用	m 2	1	162.4	162.4	
計						162.4	
単価						162.4	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-14号	除草 (2)	肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	単位	m2	数量	1	単価 148.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・通称2t積級) 17.5km以下 全ての費用	m 2	1	148.8	148.8	
計						148.8	
単価						148.8	円/m2

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単-15号	処分費 (1)	剪定枝・葉	単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1				
計								
単価							円/t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単-16号	処分費 (2)	雑草	単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1				
計								
単価							円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単一17号	交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	単位	人日	数量	1	単価	19,590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	19,590	19,590		
計						19,590		
単価						19,590	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単一18号	交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	単位	人日	数量	1	単価	18,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	18,360	18,360		
計						18,360		
単価						18,360	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単一1号	高木夏期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 12,040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（高木せん定）		夏期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	12,040	12,040		
計						12,040		
単価						12,040	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単一2号	高木夏期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 16,830
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（高木せん定）		夏期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	16,830	16,830		
計						16,830		
単価						16,830	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-3号	高木冬期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 10,130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（高木せん定）		冬期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	10,130	10,130		
計						10,130		
単価						10,130	円/本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-4号	高木冬期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 14,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（高木せん定）		冬期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	14,080	14,080		
計						14,080		
単価						14,080	円/本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-5号	中低木円筒形剪定 (1)	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 960.9
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（低木・中木せん定）								
			円筒形せん定樹高100cm以上200cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	960.9	960.9	
計							960.9	
単価							960.9	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-6号	中低木円筒形剪定 (2)	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	単位	本	数量		1	単価 2,367
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理（低木・中木せん定）								
			円筒形せん定樹高200cm以上300cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	1	2,367	2,367	
計							2,367	
単価							2,367	円／本

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単一7号	寄植剪定 (1)	低木 供用区間 歩道及び交通島	単位	m2	数量	1	単価 209.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（寄植せん定）		低木 1000m2以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	m 2	1	209.1	209.1	
計						209.1	
単価						209.1	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単一8号	寄植剪定 (2)	低木 供用区間 中央分離帯	単位	m2	数量	1	単価 240.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（寄植せん定）		低木 1000m2以上 無 無 供用区間 中央分離帯	m 2	1	240.5	240.5	
計						240.5	
単価						240.5	円/m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-9号	抜根除草	植込地 供用区間 歩道及び交通島	単位	m2	数量	1	単価 198.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理（抜根除草）		植込み地 100m2以上1000m2未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	m 2	1	198.6	198.6	
計						198.6	
単価						198.6	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-10号	道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹高2m×枝張0.6m 供用区間 歩道 及び交通島	単位	本	数量	1	単価 13,120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽（植樹）		中木樹高200cm以上300cm未満 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 有	本	1	13,120	13,120	
計						13,120	
単価						13,120	円／本

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	防草シート	露出 固定ピン設置 平面部(1:2.0超)	単位	m2	数量	1	単価	2,007
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防草シート設置		無し 露出 固定ピンとワッシャーを併用して設置 平面部(1:2.0超) 有り 1.2m2	m 2	1	2,007	2,007		
計						2,007		
単価						2,007	円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-12号	張りコンクリート	18-8-25(20) (高炉) W/C指定なし コンクリート 夜間 割増無	単位	m2	数量	1	単価	5,316
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	基礎碎石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40〜0 全ての費用	m 2	1	1,336	1,336		
	型枠工	防草コンクリート	m 2	0.14	6,377	892.78		
	コンクリート打設工	防草コンクリート 人力打設 各種 無し 7m3/100m2 無し	m 2	1	2,973	2,973		
	養生工	防草コンクリート	m 2	1	114.1	114.1		
	計					5,315.88		
	単価					5,316	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-13号	除草 (1)	肩掛式機械除草 防護有り 集草・積込運搬	単位	m2	数量	1	単価 162.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		有り ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・通称2t積級) 17.5km以下 全ての費用	m 2	1	162.4	162.4	
計						162.4	
単価						162.4	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
単-14号	除草 (2)	肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	単位	m2	数量	1	単価 148.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・通称2t積級) 17.5km以下 全ての費用	m 2	1	148.8	148.8	
計						148.8	
単価						148.8	円/m2

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単-15号	処分費 (1)	剪定枝・葉	単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1				
計								
単価							円/t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単-16号	処分費 (2)	雑草	単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1				
計								
単価							円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一17号	交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	単位	人日	数量	1	単価 19, 590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人日	1	19, 590	19, 590	
計						19, 590	
単価						19, 590	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一18号	交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	単位	人日	数量	1	単価 18, 360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B			人日	1	18, 360	18, 360	
計						18, 360	
単価						18, 360	円／人日

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	夏期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 12,040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 夏期 幹周60cm以上90cm未満	本	100	12,036	1,203,600	
諸雑費（まるめ）			式	1		400	
計						1,204,000	
単価						12,040	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	夏期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 16,830
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 夏期 幹周90cm以上120cm未満	本	100	16,830	1,683,000	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						1,683,000	
単価						16,830	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	冬期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 10,130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 冬期 幹周60cm以上90cm未満	本	100	10,128.6	1,012,860	
諸雑費（まるめ）			式	1		140	
計						1,013,000	
単価						10,130	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	冬期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 14,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 冬期 幹周90cm以上120cm未満	本	100	14,076	1,407,600	
諸雑費（まるめ）			式	1		400	
計						1,408,000	
単価						14,080	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（低木・中木せん定）	円筒形せん定樹高100cm以上200cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 960.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		中低木せん定 円筒形 樹高100～200cm未満	本	100	960.84	96,084	
諸雑費（まるめ）			式	1		6	
計						96,090	
単価						960.9	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（低木・中木せん定）	円筒形せん定樹高200cm以上300cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 2,367
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		中低木せん定 円筒形 樹高200～300cm未満	本	100	2,366.4	236,640	
諸雑費（まるめ）			式	1		60	
計						236,700	
単価						2,367	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（寄植せん定）	低木 1000m2以上 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	単位	m 2	数量	100	単価 209.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		寄植せん定 低木（株物）	m 2	100	209.1	20,910	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						20,910	
単価						209.1	円／m 2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（寄植せん定）	低木 1000m2以上 無 無 供用区間 中央分離帯	単位	m 2	数量	100	単価 240.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		寄植せん定 低木（株物）	m 2	100	240.46	24,046	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						24,050	
単価						240.5	円／m 2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	植樹管理（抜根除草）	植込み地 100m2以上1000m2未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	単位	m 2	数量	100	単価	198. 6
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路植栽工	植樹管理	抜根除草 植込み地	m 2	100	198. 59	19, 859		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						19, 860		
単価						198. 6	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

道路植栽（植樹）	中木樹高200cm以上300cm未満 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）無 有	単位	本	数量	100	単価	13, 120
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹木	キンモクセイ 樹高2m×枝張0. 6m	本	100	8, 331. 45	833, 145		
道路植栽工	中木 樹高2 0 0 以上3 0 0 c m未満	本	100	4, 783. 22	478, 322		
諸雑費（まるめ）		式	1		533		
計					1, 312, 000		
単価					13, 120	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防草シート設置	無し 露出 固定ピンとワッシャーを併用して設置 平面部(1:2.0超) 有り 1.2m2	単位	m 2	数量	1	単価	2,007
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	防草シート設置（露出）	時間制約無 現場条件2 平面部(1:2.0超)	m 2	1	1,017.07	1,017		
	防草シート	不織布系 二層 310g/m2以上	m 2	1.2	825	990		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					2,007		
	単価					2,007	円/m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	型枠工	防草コンクリート	単位	m 2	数量	10	単価	6, 377
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 43	33, 354	14, 342		
	型わく工		人	0. 86	33, 558	28, 859		
	普通作業員		人	0. 52	26, 418	13, 737		
	諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		6, 832		
	計					63, 770		
	単価					6, 377	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート打設工	防草コンクリート 人力打設 各種 無し 7m3/100m2 無し	単位	m 2	数量	100	単価	2,973
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	33,354	33,354		
	普通作業員		人	2.9	26,418	76,612		
	生コンクリート 高炉	18-8-25(20) W/C指定なし	m 3	8.47	22,100	187,187		
	諸雑費（率＋まるめ） 0.2%		式	1		147		
	計					297,300		
	単価					2,973	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	養生工	防草コンクリート	単位	m 2	数量	100	単価	114. 1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 09	33, 354	3, 001		
	普通作業員		人	0. 31	26, 418	8, 189		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		220		
	計					11, 410		
	単価					114. 1	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価		
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費		剪定枝・葉	t	100					
計									
単価							円／t		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		雑草	t	100				
計								
単価							円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック [クレーン装置付]	通称 2 t 積級 吊能力 2. 9 t	単位	時間	数量	1	単価	8,569
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	0.19	32,334	6,143		
軽油			L	3.9	135	526		
トラック [クレーン装置付]		通称 2 t 積級 吊能力 2. 9 t	時間	1	1,900	1,900		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						8,569		
単価						8,569	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 19,590
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	交通誘導警備員A		人	1	19,584	19,584	
	諸雑費（まるめ）		式	1		6	
	計					19,590	
	単価					19,590	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 18,360
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	交通誘導警備員B		人	1	18,360	18,360	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					18,360	
	単価					18,360	円／人日

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	夏期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 12,040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 夏期 幹周60cm以上90cm未満	本	100	12,036	1,203,600	
諸雑費（まるめ）			式	1		400	
計						1,204,000	
単価						12,040	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	夏期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 16,830
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 夏期 幹周90cm以上120cm未満	本	100	16,830	1,683,000	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						1,683,000	
単価						16,830	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	冬期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 10,130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 冬期 幹周60cm以上90cm未満	本	100	10,128.6	1,012,860	
諸雑費（まるめ）			式	1		140	
計						1,013,000	
単価						10,130	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	冬期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 14,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 冬期 幹周90cm以上120cm未満	本	100	14,076	1,407,600	
諸雑費（まるめ）			式	1		400	
計						1,408,000	
単価						14,080	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（低木・中木せん定）	円筒形せん定樹高100cm以上200cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 960.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		中低木せん定 円筒形 樹高100～200cm未満	本	100	960.84	96,084	
諸雑費（まるめ）			式	1		6	
計						96,090	
単価						960.9	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（低木・中木せん定）	円筒形せん定樹高200cm以上300cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 2,367
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		中低木せん定 円筒形 樹高200～300cm未満	本	100	2,366.4	236,640	
諸雑費（まるめ）			式	1		60	
計						236,700	
単価						2,367	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（寄植せんだ）	低木 1000m2以上 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	単位	m 2	数量	100	単価 209.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		寄植せんだ 低木（株物）	m 2	100	209.1	20,910	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						20,910	
単価						209.1	円／m 2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（寄植せんだ）	低木 1000m2以上 無 無 供用区間 中央分離帯	単位	m 2	数量	100	単価 240.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		寄植せんだ 低木（株物）	m 2	100	240.46	24,046	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						24,050	
単価						240.5	円／m 2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	植樹管理（抜根除草）	植込み地 100m2以上1000m2未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	単位	m 2	数量	100	単価	198. 6
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路植栽工	植樹管理	抜根除草 植込み地	m 2	100	198. 59	19, 859		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						19, 860		
単価						198. 6	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

道路植栽（植樹）	中木樹高200cm以上300cm未満 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）無 有	単位	本	数量	100	単価	13, 120
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹木	キンモクセイ 樹高2m×枝張0. 6m	本	100	8, 331. 45	833, 145		
道路植栽工	中木 樹高2 0 0 以上3 0 0 c m未満	本	100	4, 783. 22	478, 322		
諸雑費（まるめ）		式	1		533		
計					1, 312, 000		
単価					13, 120	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防草シート設置	無し 露出 固定ピンとワッシャーを併用して設置 平面部(1:2.0超) 有り 1.2m2	単位	m 2	数量		1	単価	2, 007
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	防草シート設置（露出）	時間制約無 現場条件2 平面部(1:2.0超)	m 2	1	1, 017. 07	1, 017			
	防草シート	不織布系 二層 310g/m2以上	m 2	1. 2	825	990			
	諸雑費（まるめ）		式	1		0			
	計					2, 007			
	単価					2, 007	円／m 2		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

型枠工	防草コンクリート	単位	m 2	数量	10	単価	6, 377
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0. 43	33, 354	14, 342		
型わく工		人	0. 86	33, 558	28, 859		
普通作業員		人	0. 52	26, 418	13, 737		
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		6, 832		
計					63, 770		
単価					6, 377	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	コンクリート打設工	防草コンクリート 人力打設 各種 無し 7m3/100m2 無し	単位	m 2	数量	100	単価	2, 973
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	33, 354	33, 354		
	普通作業員		人	2. 9	26, 418	76, 612		
	生コンクリート 高炉	18-8-25(20) W/C指定なし	m 3	8. 47	22, 100	187, 187		
	諸雑費（率＋まるめ） 0. 2%		式	1		147		
	計					297, 300		
	単価					2, 973	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	養生工	防草コンクリート	単位	m 2	数量	100	単価	114. 1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 09	33, 354	3, 001		
	普通作業員		人	0. 31	26, 418	8, 189		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		220		
	計					11, 410		
	単価					114. 1	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価		
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費		剪定枝・葉	t	100					
計									
単価							円／t		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		雑草	t	100				
計								
単価							円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック [クレーン装置付]	通称 2 t 積級 吊能力 2. 9 t	単位	時間	数量	1	単価	8,569
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	0.19	32,334	6,143		
	軽油		L	3.9	135	526		
	トラック [クレーン装置付]	通称 2 t 積級 吊能力 2. 9 t	時間	1	1,900	1,900		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					8,569		
	単価					8,569	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 19,590
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	交通誘導警備員A		人	1	19,584	19,584	
	諸雑費（まるめ）		式	1		6	
	計					19,590	
	単価					19,590	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 18,360
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	交通誘導警備員B		人	1	18,360	18,360	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					18,360	
	単価					18,360	円／人日

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	夏期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 12,040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 夏期 幹周60cm以上90cm未満	本	100	12,036	1,203,600	
諸雑費（まるめ）			式	1		400	
計						1,204,000	
単価						12,040	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	夏期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 16,830
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 夏期 幹周90cm以上120cm未満	本	100	16,830	1,683,000	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						1,683,000	
単価						16,830	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	冬期せん定幹周60cm以上90cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 10,130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 冬期 幹周60cm以上90cm未満	本	100	10,128.6	1,012,860	
諸雑費（まるめ）			式	1		140	
計						1,013,000	
単価						10,130	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（高木せん定）	冬期せん定幹周90cm以上120cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 14,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		高木せん定 冬期 幹周90cm以上120cm未満	本	100	14,076	1,407,600	
諸雑費（まるめ）			式	1		400	
計						1,408,000	
単価						14,080	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（低木・中木せん定）	円筒形せん定樹高100cm以上200cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 960.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		中低木せん定 円筒形 樹高100～200cm未満	本	100	960.84	96,084	
諸雑費（まるめ）			式	1		6	
計						96,090	
単価						960.9	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（低木・中木せん定）	円筒形せん定樹高200cm以上300cm未満 50本以上 無 無 供用区間 標準(歩道及び交通島)	単位	本	数量	100	単価 2,367
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		中低木せん定 円筒形 樹高200～300cm未満	本	100	2,366.4	236,640	
諸雑費（まるめ）			式	1		60	
計						236,700	
単価						2,367	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（寄植せん定）	低木 1000m2以上 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	単位	m 2	数量	100	単価 209.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		寄植せん定 低木（株物）	m 2	100	209.1	20,910	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						20,910	
単価						209.1	円／m 2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	植樹管理（寄植せん定）	低木 1000m2以上 無 無 供用区間 中央分離帯	単位	m 2	数量	100	単価 240.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理		寄植せん定 低木（株物）	m 2	100	240.46	24,046	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						24,050	
単価						240.5	円／m 2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	植樹管理（抜根除草）	植込み地 100m2以上1000m2未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）	単位	m 2	数量	100	単価	198. 6
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路植栽工	植樹管理	抜根除草 植込み地	m 2	100	198. 59	19, 859		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						19, 860		
単価						198. 6	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

道路植栽（植樹）	中木樹高200cm以上300cm未満 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島）無 有	単位	本	数量	100	単価	13, 120
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹木	キンモクセイ 樹高2m×枝張0. 6m	本	100	8, 331. 45	833, 145		
道路植栽工	中木 樹高2 0 0 以上3 0 0 c m未満	本	100	4, 783. 22	478, 322		
諸雑費（まるめ）		式	1		533		
計					1, 312, 000		
単価					13, 120	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防草シート設置	無し 露出 固定ピンとワッシャーを併用して設置 平面部(1:2.0超) 有り 1.2m2	単位	m 2	数量		1	単価	2, 007
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	防草シート設置（露出）	時間制約無 現場条件2 平面部(1:2.0超)	m 2	1	1, 017. 07	1, 017			
	防草シート	不織布系 二層 310g/m2以上	m 2	1. 2	825	990			
	諸雑費（まるめ）		式	1		0			
	計					2, 007			
	単価					2, 007	円／m 2		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	型枠工	防草コンクリート	単位	m 2	数量	10	単価	6, 377
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 43	33, 354	14, 342		
	型わく工		人	0. 86	33, 558	28, 859		
	普通作業員		人	0. 52	26, 418	13, 737		
	諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		6, 832		
	計					63, 770		
	単価					6, 377	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート打設工	防草コンクリート 人力打設 各種 無し 7m3/100m2 無し	単位	m 2	数量	100	単価	2,973
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	33,354	33,354		
	普通作業員		人	2.9	26,418	76,612		
	生コンクリート 高炉	18-8-25(20) W/C指定なし	m 3	8.47	22,100	187,187		
	諸雑費（率＋まるめ） 0.2%		式	1		147		
	計					297,300		
	単価					2,973	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	養生工	防草コンクリート	単位	m 2	数量	100	単価	114. 1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 09	33, 354	3, 001		
	普通作業員		人	0. 31	26, 418	8, 189		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		220		
	計					11, 410		
	単価					114. 1	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価		
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費		剪定枝・葉	t	100					
計									
単価							円／t		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		雑草	t	100				
計								
単価							円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	トラック [クレーン装置付]	通称 2 t 積級 吊能力 2. 9 t	単位	時間	数量	1	単価	8, 569
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	0. 19	32, 334	6, 143		
軽油			L	3. 9	135	526		
トラック [クレーン装置付]		通称 2 t 積級 吊能力 2. 9 t	時間	1	1, 900	1, 900		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						8, 569		
単価						8, 569	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 19,590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	19,584	19,584	
諸雑費（まるめ）			式	1		6	
計						19,590	
単価						19,590	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 18,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B			人	1	18,360	18,360	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						18,360	
単価						18,360	円／人日

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	20,952,750
(2)共通仮設費	3,676,000
(3)純工事費	24,628,750

(1)+(2)

(4)現場管理費	11,780,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	36,408,750
----------	------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	7,291,250
-----------------	-----------

(8')その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	0
------------	---

(10)工事価格	43,700,000
----------	------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	4,370,000
------------	-----------

(12)請負工事価格	48,070,000
------------	------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	43,700,000
-------------	------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	43,109,000
------------	------------

(15)調査基準価格の100/110	39,190,000
--------------------	------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	7,297,852	)
------------------	-----------	---

R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	20,952,750
(2)共通仮設費	3,676,000
(3)純工事費	24,628,750

(1)+(2)

(4)現場管理費	11,780,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	36,408,750
----------	------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	7,291,250
-----------------	-----------

(8')その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	0
------------	---

(10)工事価格	43,700,000
----------	------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	4,370,000
------------	-----------

(12)請負工事価格	48,070,000
------------	------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	43,700,000
-------------	------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	43,109,000
------------	------------

(15)調査基準価格の100/110	39,190,000
--------------------	------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	7,297,852	)
------------------	-----------	---

R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	20,952,750
(2)共通仮設費	3,676,000
(3)純工事費	24,628,750

(1)+(2)

(4)現場管理費	11,780,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	36,408,750
----------	------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	7,291,250
-----------------	-----------

(8')その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	0
------------	---

(10)工事価格	43,700,000
----------	------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	4,370,000
------------	-----------

(12)請負工事価格	48,070,000
------------	------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	43,700,000
-------------	------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	43,109,000
------------	------------

(15)調査基準価格の100/110	39,190,000
--------------------	------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	7,297,852	)
------------------	-----------	---

請負工事費計算書

(1)直接工事費	62, 858, 250
(2)共通仮設費	11, 028, 000
(3)純工事費	73, 886, 250

(1)+(2)

(4)現場管理費	35, 340, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	109, 226, 250
----------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	21, 873, 750
-----------------	--------------

(8)その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	0
------------	---

(10)工事価格	131, 100, 000
----------	---------------

(6)+(7')+(8)+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	13, 110, 000
------------	--------------

(12)請負工事価格	144, 210, 000
------------	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	131, 100, 000
-------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	129, 327, 000
------------	---------------

(15)調査基準価格の100/ 110	117, 570, 000
---------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	21, 893, 556	)
------------------	--------------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	20,952,750	直接工事費	20,952,750	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	1,850,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		1,221,418				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		1,221,418	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支 給 品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		19,731,332	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		19,102,750		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.63 %		0 %		
施工地域等補正		1.5	ICT施工補正	1		
率（補正後）		16.27 %	（15.95% × 週休1.02）			
計上額		3,210,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	19,102,750	直接工事費	20,952,750		
非対象額計（一）	1,850,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,850,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	19,102,750	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.44 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.44 %				
計上額	466,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					3,676,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	24,628,750	単独（追加工事）直接工事費	20,952,750	単独（追加工事）共通仮設費	3,676,000
非対象額計（－）	1,221,418				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,221,418	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	23,407,332	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	22,778,750		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	40.72 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	50.33 %（48.86% × 週休1.03）		0 %		
計上額	11,780,000		0		0
			1,874,730（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
	0	0		調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	大宮国道事務所 管理第二課	工事番号	2025031012	第 0 回変更
発注年月	令和08年04月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			道路維持工事	

工事原価	36,408,750				
純工事費	24,628,750	現場管理費	11,780,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	1,221,418				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	1,221,418	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	35,187,332	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	34,558,750	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	35,187,332				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	20.7 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	7,291,250				
業務委託料等	0				
調査基準価格	43,109,000				
調査基準価格の100/110	39,190,000	（ 89.68 %）			

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	20,952,750	直接工事費	20,952,750	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	1,850,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		1,221,418				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		1,221,418	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支 給 品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		19,731,332	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		19,102,750		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.63 %		0 %		
施工地域等補正		1.5	ICT施工補正	1		
率（補正後）		16.27 %	（15.95% × 週休1.02）			
計上額		3,210,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	19,102,750	直接工事費	20,952,750		
非対象額計（一）	1,850,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,850,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	19,102,750	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.44 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.44 %				
計上額	466,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					3,676,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	24,628,750	単独（追加工事）直接工事費	20,952,750	単独（追加工事）共通仮設費	3,676,000
非対象額計（－）	1,221,418				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,221,418	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	23,407,332	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	22,778,750		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	40.72 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	50.33 %（48.86% × 週休1.03）		0 %		
計上額	11,780,000		0		0
			1,874,730（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
	0	0		調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	大宮国道事務所 管理第二課	工事番号	2025031012	第 0 回変更
発注年月	令和08年04月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			道路維持工事	

工事原価	36,408,750				
純工事費	24,628,750	現場管理費	11,780,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	1,221,418				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	1,221,418	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	35,187,332	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	34,558,750	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	35,187,332				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	20.7 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	7,291,250				
業務委託料等	0				
調査基準価格	43,109,000				
調査基準価格の100/110	39,190,000	（ 89.68 %）			

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	20,952,750	直接工事費	20,952,750	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	1,850,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		1,221,418				
管理費区分1		0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7		0	(工場原価)			
管理費区分5		0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9		0	(間接費非対象額)			
管理費区分T		1,221,418	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支 給 品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		19,731,332	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		19,102,750		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.63 %		0 %		
施工地域等補正		1.5	ICT施工補正	1		
率（補正後）		16.27 %	(15.95% × 週休1.02)			
計上額		3,210,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	19,102,750	直接工事費	20,952,750		
非対象額計（一）	1,850,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,850,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	19,102,750	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.44 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.44 %				
計上額	466,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					3,676,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	24,628,750	単独（追加工事）直接工事費	20,952,750	単独（追加工事）共通仮設費	3,676,000
非対象額計（－）	1,221,418				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,221,418	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	23,407,332	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	22,778,750		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	40.72 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	50.33 %（48.86% × 週休1.03）		0 %		
計上額	11,780,000		0		0
			1,874,730（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	大宮国道事務所 管理第二課	工事番号	2025031012	第 0 回変更
発注年月	令和08年04月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			道路維持工事	

工事原価	36,408,750				
純工事費	24,628,750	現場管理費	11,780,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	1,221,418				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	1,221,418	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	35,187,332	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	34,558,750	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	35,187,332				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	20.7 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	7,291,250				
業務委託料等	0				
調査基準価格	43,109,000				
調査基準価格の100/110	39,190,000	（ 89.68 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所 管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 令和 8 年度		式		1		
植栽維持工		式		1		
樹木・芝生管理工		式		1		
高木夏期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		20		
高木夏期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		20		
高木冬期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		50		
高木冬期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		50		
中低木円筒形剪定 (1)	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		300		
中低木円筒形剪定 (2)	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		300		
寄植剪定 (1)	低木 供用区間 歩道及び交通島	m2		22,000		
寄植剪定 (2)	低木 供用区間 中央分離帯	m2		1,000		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
抜根除草	植込地 供用区間 歩道及び交通島	m2		100		
道路植栽工		式		1		
道路植栽工		式		1		
道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹高2m×枝張0.6 m 供用区間 歩道及び交通島	本		10		
防草工 (1)		式		1		
防草シート		式		1		
防草シート	露出 固定ピン設置 平面部(1:2.0超)	m2		1,200		
防草工 (2)		式		1		
防草コンクリート		式		1		
張りコンクリート	18-8-25(20) (高炉) W/C指定なし コ ンクリート 夜間割増無	m2		100		
除草工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路除草工		式		1		
除草 (1)	肩掛式機械除草 防護有り 集草・積込運搬	m2		1,500		
除草 (2)	肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	m2		1,500		
発生物処理工		式		1		
発生物処理工		式		1		
処分費 (1)	剪定枝・葉	t		50		
処分費 (2)	雑草	t		50		
応急処理工		式		1		
緊急処理工		式		1		
緊急処理		式		1		
仮設工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員 A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員 B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 令和 9 年度		式		1		
植栽維持工		式		1		
樹木・芝生管理工		式		1		
高木夏期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		20		
高木夏期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		20		
高木冬期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		50		
高木冬期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		50		
中低木円筒形剪定 (1)	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		300		
中低木円筒形剪定 (2)	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		300		
寄植剪定 (1)	低木 供用区間 歩道及び交通島	m2		22,000		
寄植剪定 (2)	低木 供用区間 中央分離帯	m2		1,000		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
抜根除草	植込地 供用区間 歩道及び交通島	m2		100		
道路植栽工		式		1		
道路植栽工		式		1		
道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹高2m×枝張0.6 m 供用区間 歩道及び交通島	本		10		
防草工 (1)		式		1		
防草シート		式		1		
防草シート	露出 固定ピン設置 平面部(1:2.0超)	m2		1,200		
防草工 (2)		式		1		
防草コンクリート		式		1		
張りコンクリート	18-8-25(20) (高炉) W/C指定なし コ ンクリート 夜間割増無	m2		100		
除草工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路除草工		式		1		
除草 (1)	肩掛式機械除草 防護有り 集草・積込運搬	m2		1,500		
除草 (2)	肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	m2		1,500		
発生物処理工		式		1		
発生物処理工		式		1		
処分費 (1)	剪定枝・葉	t		50		
処分費 (2)	雑草	t		50		
応急処理工		式		1		
緊急処理工		式		1		
緊急処理		式		1		
仮設工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員 A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員 B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 令和 1 0 年度		式		1		
植栽維持工		式		1		
樹木・芝生管理工		式		1		
高木夏期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		20		
高木夏期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		20		
高木冬期剪定 (1)	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		50		
高木冬期剪定 (2)	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		50		
中低木円筒形剪定 (1)	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		300		
中低木円筒形剪定 (2)	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本		300		
寄植剪定 (1)	低木 供用区間 歩道及び交通島	m2		22,000		
寄植剪定 (2)	低木 供用区間 中央分離帯	m2		1,000		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
抜根除草	植込地 供用区間 歩道及び交通島	m2		100		
道路植栽工		式		1		
道路植栽工		式		1		
道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹高2m×枝張0.6 m 供用区間 歩道及び交通島	本		10		
防草工 (1)		式		1		
防草シート		式		1		
防草シート	露出 固定ピン設置 平面部(1:2.0超)	m2		1,200		
防草工 (2)		式		1		
防草コンクリート		式		1		
張りコンクリート	18-8-25(20)(高炉) W/C指定なし コ ンクリート 夜間割増無	m2		100		
除草工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路除草工		式		1		
除草 (1)	肩掛式機械除草 防護有り 集草・積込運搬	m2		1,500		
除草 (2)	肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	m2		1,500		
発生物処理工		式		1		
発生物処理工		式		1		
処分費 (1)	剪定枝・葉	t		50		
処分費 (2)	雑草	t		50		
応急処理工		式		1		
緊急処理工		式		1		
緊急処理		式		1		
仮設工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員 A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員 B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事価格		式		1		1年目
工事価格		式		1		2年目
工事価格		式		1		3年目
工事価格		式		1		工事全体
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事

特記仕様書

令和 8 年 3 月

国土交通省 関東地方整備局

大 宮 国 道 事 務 所

第1章 総 則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和8年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 工事場所

工事場所については、下記のとおりとする。

浦和出張所管内

第3条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置することとする。

1. 主任技術者は1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①技術士(建設部門、森林部門(選択科目を「林業・林産」又は「森林土木」)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」又は「森林―林業・林産」、「森林―森林土木」とするものに限る。))の資格を有するもの。

②これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

③本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能講習修了証を有する者

④建設業法で定める実務経験を有する者

2. 監理技術者は1級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①技術士(建設部門、森林部門(選択科目を「林業・林産」又は「森林土木」)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」又は「森林―林業・林産」、「森林―森林土木」とするものに限る。))の資格を有するもの。

②これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

3. 土木工事共通仕様書「1-1-1-9主任技術者及び監理技術者」及び、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

①傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合

②死亡した場合

③退職した場合

④真にやむを得ない理由により転勤となる場合

⑤発注者の責により工期延期となる場合

⑥契約日から令和9年3月31日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が令和9年3月1日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。
2. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （５）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。
 - （６）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （９）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出しすること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者

証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(6)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第7条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

国道17号

起点	東京都板橋区舟渡	緯度	35° 47' 46"	経度	139° 41' 07"
----	----------	----	-------------	----	--------------

終点	埼玉県さいたま市北区宮原町	緯度	35° 56' 57"	経度	139° 36' 34"
----	---------------	----	-------------	----	--------------

国道17号(新大宮バイパス)

起点	東京都板橋区三園	緯度	35° 47' 46"	経度	139° 38' 43"
----	----------	----	-------------	----	--------------

終点	埼玉県さいたま市西区三橋	緯度	35° 55' 11"	経度	139° 35' 34"
----	--------------	----	-------------	----	--------------

第8条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、一般国道17号(板橋区舟渡～さいたま市北区宮原町(L=19.3km))、一般国道17号新大宮バイパス(板橋区三園～さいたま市西区三橋(L=15.1km))の緑地維持工事であり、街路樹の剪定及び法面や緑地帯の除草を行うほか、緑地帯の防草対策(防草シート、防草コンクリート等)を行う。また、異常気象時などでの迅速な緊急処理を実施する工事である。

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

- 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
- 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査制度対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし関東地方整備局又は大宮国道事務所のホームページにより公表する。
 - 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査が終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。（様式については、別紙様式－０－１～０－１０を参照）

資 料 名	内 訳
低価格とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表

比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１１条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

出来形管理を行う不可視部分の工種については、監督職員と協議するものとする。

第１３条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１４条 工事書類の作成

- 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。
- 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

- 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条 情報共有システムの活用

- 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。
- 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）

令和７年３月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続き

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書を規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適當となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適當となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 再生資材の活用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	張コンクリート

なお、使用に際し、「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第23条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解 本方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他 (取壊し等)	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

第24条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第25条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第26条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第27条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和8年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第28条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第29条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】

（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第30条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は下表のとおりとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

（1）令和8年度

作業区分	員 数	備 考
昼間作業	230人（120人）	交代要員含む （ ）は有資格誘導員の内数を示す。
合 計	230人（120人）	

（2）令和9年度

作業区分	員 数	備 考
昼間作業	230人（120人）	交代要員含む （ ）は有資格誘導員の内数を示す。
合 計	230人（120人）	

(3) 令和10年度

作業区分	員 数	備 考
昼間作業	230人(120人)	交代要員含む ()は有資格誘導員の内数を示す。
合 計	230人(120人)	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第31条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第32条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第33条 交通整理・誘導員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第34条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第35条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第 3 6 条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 9 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 3 7 条 環境対策（建設機械の使用）

本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 3 8 条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証や八都県市確認証明書等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第 3 9 条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 4 0 条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

- (1) 仮設備関係 : 環境負荷軽減を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係 : 現場事務所の快適化を実施及び健康関連設備及び厚生施設の充実等実施するものとする。
 - (3) 安全関係 : 工事標識・照明等安全施設のイメージアップを実施するものとする。
 - (4) 地域連携 : 社会貢献を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率)の100%を上限として設計変更の対象とする。

第41条 工期

工期は、契約締結日の翌日から令和11年3月31日までとする。

第42条 工程表

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んである日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第43条 週休2日制適用工事(現場閉所による週休2日適用工事)

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日(土日)を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事(完全週休2日)(受注者希望方式)」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日(土日)の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日(土日)

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日(以下、「代替休日」という。)を設定することによって土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める

ものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に

変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第44条 個人情報の取り扱いについて

1. (基本的事項)

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. (秘密の保持)

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. (取得の制限)

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. (利用及び提供の制限)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. (複写等の禁止)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. (再委託の禁止)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. (事案発生時における報告)

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. (資料等の返却等)

- 1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. (管理の確認等)

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

10. (従事者への周知)

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第45条 施工時期及び施工時間

1. 本工事の作業区分は下表によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間帯
昼間作業	全ての作業	8時00分～17時00分

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第46条 概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については監督職員の指示によるものとする。

第47条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <https://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第48条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第47条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第47条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「ー V E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第49条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第50条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 5 1 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

1) 受注者は、前項のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由

(2) V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案書の審査

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案書の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更について

1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

4) V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第52条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第53条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第41条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

5. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

6. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第54条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第55条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 5 6 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正平成27年9月11日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 5 7 条 品質証明

本工事は品質証明対象工事とする。なお、提出様式は（別紙様式－１２）によるものとする。

第 5 8 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがな

いことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 59 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。

第 60 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 2 章 道路植栽・緑地管理

第 61 条 剪定工

1. 剪定の箇所及び樹木は、監督職員の指示によるものとし、時期については監督職員と協議するものとする。
2. 剪定（刈込）に従事する造園工は、習熟した人に行わせること。

第 62 条 除草工

1. 機械除草及び抜根除草の施工場所については、監督職員の指示によるものとし、時期については監督職員と協議するものとする。
2. 除草前には、空き缶・ゴミ等の障害物を除去しておくものとする。
3. 機械除草の施工においては、現地状況から必要に応じて、飛び石等により第三者に危険が及ばないように防護対策を行うものとする。なお、当初は飛び石防護を見込んでいる。
4. 現地状況により、上下刃逆回転式草刈り機等の使用が必要となる場合、監督職員と協議の上、設計変更の対象とするものとする。
5. 障害物の廃棄処分が必要な場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とするものとする。
6. 抜根除草は、根を確実に抜き取り、雑草の再発を防ぎ、低木・芝生等の樹勢を衰えさせないように行うこと。

第63条 防草工

1. 防草シートを用いた防草対策を行う。施工場所・施工時期については、監督職員と協議するものとする。防草シート材は下記を見込んでいるが現地状況によっては監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

材 料	規 格
不織布系	二層 310g/m ² 以上

2. 防草コンクリートを用いた防草対策を行う。施工場所・施工時期については、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第64条 道路植栽工

1. 防草シートを施工した箇所に植樹を行う。施工場所・施工時期については、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。材料については下記を見込んでいるが現地状況によっては監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

	名 称	規 格
道路植栽 中木	キンモクセイ	樹高2m×枝張0.6m
〃	サザンカ	樹高2m×枝張0.5m

2. 本工事で行う植栽については、「道路植栽・緑地管理共通仕様書（案）」でいう枯補償の対象とする。
3. 植栽樹木等が工事完了引渡し後1年以内に植栽したときの状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は発注者と請負者とが立会いの上行うものとする。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の天災などにより流失、折損、倒木した場合はこの限りではない。植替え時期については発注者と協議するものとする。
4. この契約でいう樹木等は当初発注において、上記の1.表記載の樹木を対象とする。

第65条 緊急処理工

1. 監督職員の指示により、次の内容について実施する。
 - 1) 突発的に生じた事故等による被害の処理
 - 2) 支障樹枝剪定・被害樹枝剪定
 - 3) 街路樹点検（詳細は第66条 街路樹点検による。）
 - 4) その他
2. 数量は下表のとおりとする。

（1）令和8年度

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
土木一般世話役		人	30	
造 園 工		人	50	
普通作業員		人	30	
トラック [クレーン装置付]	2t積・2.9t吊	h	40	運転手含む
サザンカ	樹高2m×枝張0.5m	本	10	

(2) 令和9年度

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
土木一般世話役		人	30	
造 園 工		人	50	
普通作業員		人	30	
トラック [クレーン装置付]	2t積・2.9t吊	h	40	運転手含む
サザンカ	樹高2m×枝張0.5m	本	10	

(3) 令和10年度

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
土木一般世話役		人	30	
造 園 工		人	50	
普通作業員		人	30	
トラック [クレーン装置付]	2t積・2.9t吊	h	40	運転手含む
サザンカ	樹高2m×枝張0.5m	本	10	

なお、数量は変更の対象とする。

3. 受注者は、日々の作業が終了した後に速やかに関係書類を作成し、監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

第66条 街路樹点検

街路樹点検の対象箇所及び樹木は、監督職員の指示によるものとし、実施時期については監督職員と協議するものとする。

点検にあたっては、点検表（案）（別紙ー12）を参考に点検表を作成し、点検実施後、監督職員に提出するものとする。

街路樹、植樹樹及び柵周辺に異常が発見された場合は監督職員と協議の上、早急に適切な処理を行うものとする。

点検項目（案）と内容については以下を想定しているが、詳細については、監督職員と協議するものとする。

①街路樹の状況

- ・空洞の有無及び状況
- ・キノコの発生の有無及び発生場所
- ・腐った箇所の有無及び状況
- ・根元の揺らぎの有無
- ・幹の傾斜の有無
- ・枯れ枝の有無及び状況
- ・分岐部の状況（亀裂、空洞の有無）

②その他（支柱の状況、病虫害発生の有無等）

第67条 発生物の運搬及び現場管理

1. 作業で発生した植物廃材は速やかに搬出処分するとともに、作業終了後は清掃及び後付けを行うこと。
2. 作業により発生した植物廃材の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、適切に搬出処理しなければならない。

3. 植物廃材の処分

1) 植物廃材の受け入れ条件は、次のとおりとする。

・ 剪定枝・葉

受け入れ施設：(有)みどりグリーンサービス

受け入れ所在地：さいたま市緑区大字南部領辻字稻荷3853-1外3筆

運搬距離：10.1km

受け入れ時間：8時30分～17時30分

処分費：処分費(1) 剪定枝・葉 17,000円/t

・ 雑草

受け入れ施設：(株)クワバラ・パンプキン 川口ウッドリサイクル

受け入れ所在地：埼玉県川口市領家5-14-40

運搬距離：15.5km

受け入れ時間：8時30分～17時00分

処分費：処分費(2) 雑草 20,000円/t

2) 上記によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

3) 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第3章 防草コンクリート

第68条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント 比	呼び強度	セメントの 種類	備考
張コンクリート	20(25)mm	8cm	—	18N/mm ²	高炉セメントB種	

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

第69条 水セメント比

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない
なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・ 仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- ・ 最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・ 管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- ・ 道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・ 耐久性を期待しない構造物。

第4章 その他

第70条 緑地管理台帳等の作成

緑地管理台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に提出するものとする。

第71条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第72条 維持的作業を行った場合の履歴一覧の作成について

受注者は、道路施設の補修及び施設形状に変更を加えない工事の場合、道路施設基本データの基本諸元の位置情報ならびに施設対応番号（整理番号）を記入した維持的作業履歴一覧を作成する。

1. 維持的作業履歴一覧表を作成し、既存の道路施設台帳（補修歴）を更新すること。

なお、様式については、記入シート（道路施設台帳）を使用すること。

https://www.nilim-cdrw.go.jp/rd_tool.html

2. 作成した維持的作業履歴一覧表及び道路施設台帳については、電子データを監督職員に提出するものとする。

維持的作業履歴一覧表作成例

整理番号	事務所名	出張所名	路線	距離表	補修年月	内容（工事名）	原因
0000000	●●	●●	●号	Ok○	202603	灯具交換 （●●工事）	LED化
0000000	△△	△△	△号	Ok○	202603	自動点滅器交換 （●●工事）	故障のため

第73条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	C A B電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

- 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
- 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
- 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
- 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表
- 当初において、道路施設基本データ作成費を計上していない。
登録の必要が生じた場合、監督職員協議し設計変更の対象とする。

第74条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第75条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るもの

とする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第76条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

防除の実施にあたっては（別紙—3）「立て看板」を1箇所以上設置するものとする。詳細については、監督職員と協議するものとする。

第77条 担い手確保・育成貢献について

本工事は建設産業の担い手の確保・育成工事に関する取り組みが優れた工事について、企業に対して表彰を行う「大宮国道事務所建設産業担い手確保・育成貢献表彰制度」の対象工事であり、受注者は、自ら立案実施した担い手の確保対策や育成貢献のための取り組みにおいて評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式（別紙様式—20—1～2）により、監督職員に提出する事ができる。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第41条 第45条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第23条 第67条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第36条 第37条 第38条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第30条
その他	■ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。	第47条 第48条

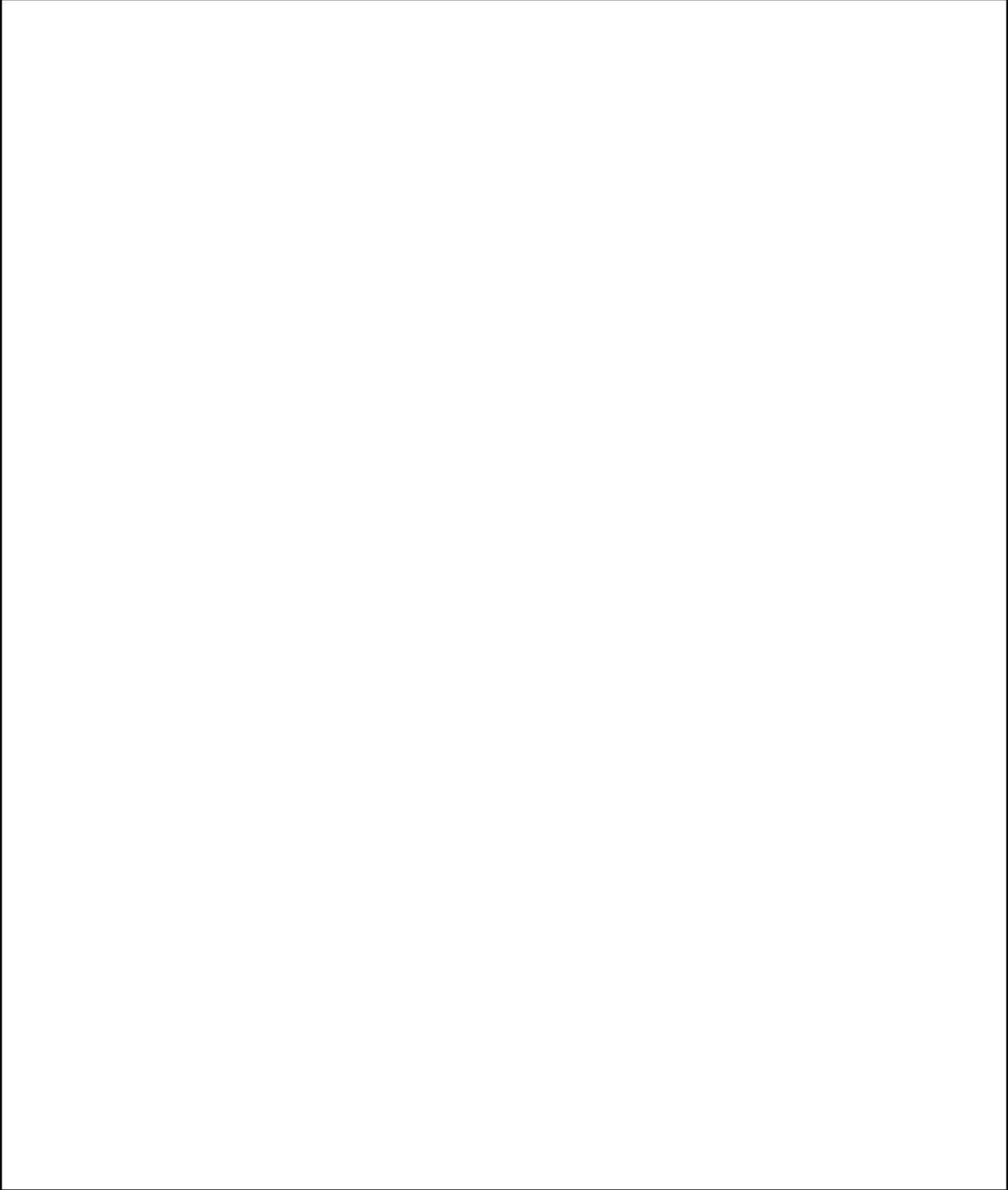
街路樹点検表（案）

路線名			出張所名	
樹種名			点検日	令和 年 月 日
形状寸法	幹周り	cm	樹木番号	
点検者名			市区町名	

点検項目	評価	備考	写真(全景)
空洞	☐ 芯に達した開口空洞 ☐ 周囲長概ね1/3以上 ☐ 地際にある ☐ 幹にある ☐ 太枝にある		
キノコ	☐ 地際にある ☐ 幹にある ☐ 太枝にある (種類)		
腐った箇所	☐ 地際にある ☐ 幹にある ☐ 太枝にある ☐ 周囲長概ね1/3以上		
木を押した時の根元の揺らぎ	☐ 押すと地際から揺れる		
不自然な樹幹傾斜	☐ 不自然に傾斜している		
枯れ枝	☐ 部分的に枯枝がある ☐ 随所に枯枝がある		
幹の分岐部	☐ 亀裂、空洞がある		
その他			
特記事項(異常箇所等)			写真(異常箇所等)
緊急対応の必要性	☐ 必要 ☐ 不要 ☐ 不明		

※街路樹点検の実施にあたっては、詳細について監督職員と協議を行うこと。

写真(異常箇所等)



担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名	〇〇工事	受注者名	△△建設(株)
項 目		実施内容	
☐ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組		・子供、学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施 - 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等	
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組		・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・建設現場での新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール 等	
☐ 建設現場の労働環境を改善する取組		・労働者に対する週休2日の確保を徹底 ・働きやすい環境(更衣室、休息場所の設置など)の整備	
☐ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組		・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等を実施 等	
☐ その他			

担い手育成・確保

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

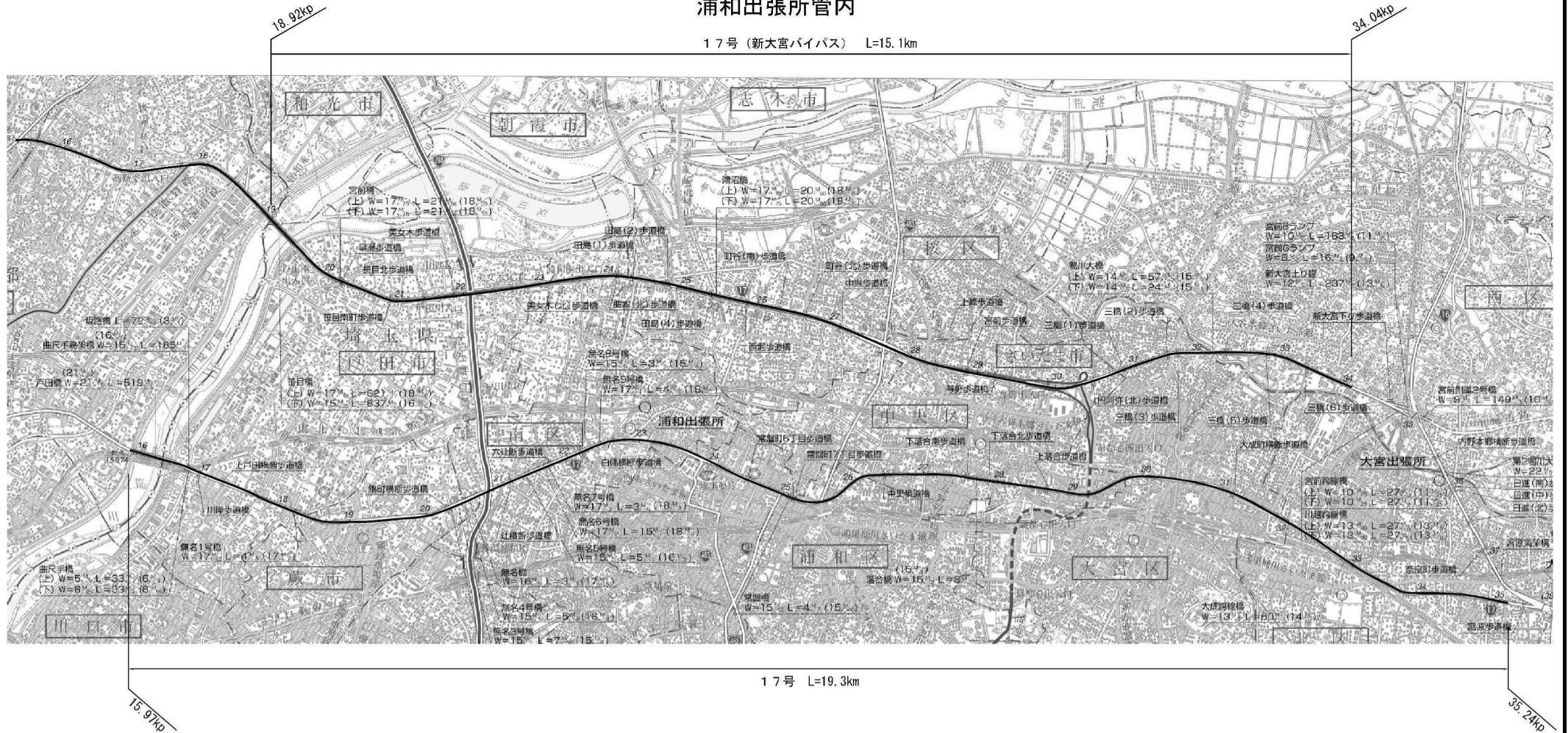
担当出張所名: ☐ ☐ 出張所

工 事 名	〇〇工事		受注者名	〇〇建設(株)	
項 目	様式－１の「項目」を記載				
実施内容	様式－１の「実施内容」を記載				
実施日(期間)	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日(〇日間)		対象者・人数	〇〇高校、〇名	
他工事との合同実施	☐ 有り	☐ 無し	合同実施工事名 (〇〇工事)		
マスコミ取材	☐ 有り	☐ 無し	取材会社名 (〇〇新聞社、△△テレビ)		
(具体的な実施内容の説明)					
(添付図・写真)					

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

位置図 浦和出張所管内

17号(新大宮バイパス) L=15.1km



17号 L=19.3km

浦和出張所管内

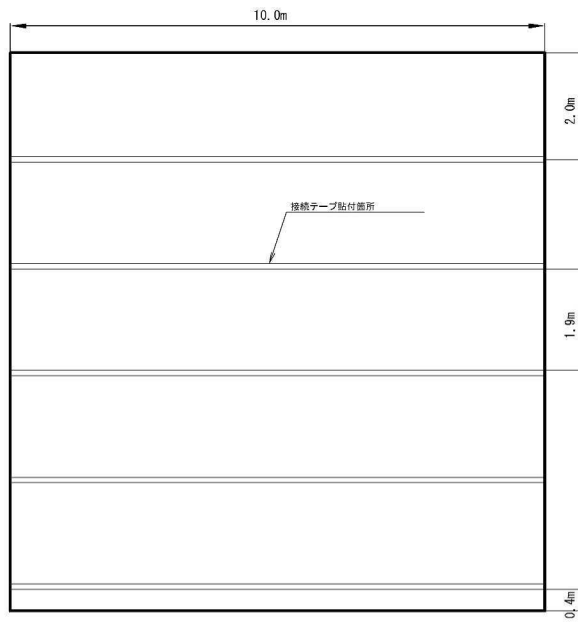
路線	延長	管理区間
17号	19.3km	自：板橋区舟渡 至：さいたま市北区宮原町
17号(新大宮バイパス)	15.1km	自：板橋区三園 至：さいたま市西区三橋

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

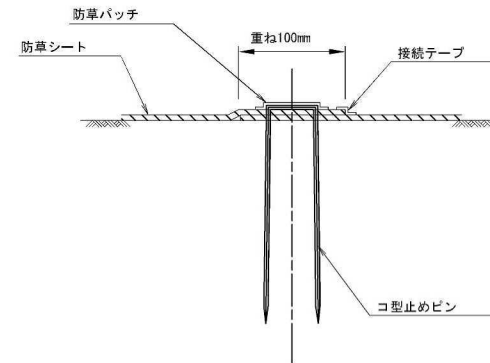
工 事 名	R 8 ・ R 9 ・ R 1 0 浦和管内緑地維持工事								
図 面 名	位 置 図								
年 月 日	令和 8 年 3 月 日								
縮 尺	1/50,000		図面番号		1 / 6				
設計会社名									
所 長		副所長		課 長		係 長		設 計	
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所								

防草工（１）詳細図
防草シート

施工平面図 S=1:50



断面図 S=1:2.5



防草シート 材料表 (1m2単位)				
名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
防草シート	不織布系 二層 310g/m2以上	m2	1.2	

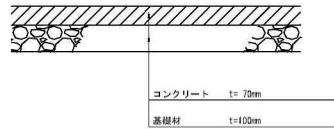
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります



工 事 名	R8・R9・R10溝和管内林地維持工事			
図 面 名	防草工（１）詳細図			
年 月 日	令 和 8 年 3 月	日		
縮 尺	図 示	図面番号	2 / 6	
設計会社名				
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所			

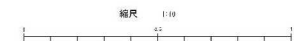
防草工（２）詳細図
防草コンクリート

張りコンクリート S=1:10



1m2当り				
名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
コンクリート	18-8-25 (20) (高圧) W/C指定なし	m3	0.07	
型 枠		式	1.0	
基礎砕石	R0-40 t=100	m2	1.0	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります



工 事 名	R8・R9・R10洞和管内緑地維持工事		
図 面 名	防草工（２）詳細図		
年月日	令和 8 年 3 月 日		
縮 尺	図 示	図面番号	3 / 6
設計会社名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

数量総括表（１）

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	備 考
道路維持	植栽維持工	樹木・芝生管理工	高木夏期剪定（１）	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	
令和８年度			高木夏期剪定（２）	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	
			高木冬期剪定（１）	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	
			高木冬期剪定（２）	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	
			中低木円筒形剪定（１）	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	
			中低木円筒形剪定（２）	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	
			寄植剪定（１）	低木 供用区間 歩道及び交通島	m2	22,000	
			寄植剪定（２）	低木 供用区間 中央分離帯	m2	1,000	
			抜根除草	植込み地 供用区間 歩道及び交通島	m2	100	
	道路植栽工	道路植栽工	道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹高2m×枝張0.6m 供用区間 歩道及び交通島	本	10	
	防草工（１）	防草シート	防草シート	露出 固定ピン設置 平面部（1:2.0超）	m2	1,200	
	防草工（２）	防草コンクリート	張りコンクリート	18-8-25（20）（高炉） W/C指定なし コンクリート 夜間割増無	m2	100	
	除草工	道路除草工	除草（１）	肩掛式機械除草 防護有り 集草・積込運搬	m2	1,500	
			除草（２）	肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	m2	1,500	
	発生物処理工	発生物処理工	処分費（１）	剪定枝・葉	t	50	
			処分費（２）	雑草	t	50	
	発生物処理工	緊急処理工	緊急処理		式	1	

工事名	R8・R9・R10浦和管内緑地維持工事		
図面名	数量総括表（１）		
年月日	令和 8 年	3 月	日
縮 尺	—	図面番号	4 / 6
設計会社名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

数量総括表（2）

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	備 考
道路維持	植栽維持工	樹木・芝生管理工	高木夏期剪定（1）	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	
令和9年度			高木夏期剪定（2）	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	
			高木冬期剪定（1）	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	
			高木冬期剪定（2）	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	
			中低木円筒形剪定（1）	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	
			中低木円筒形剪定（2）	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	
			寄植剪定（1）	低木 供用区間 歩道及び交通島	m2	22,000	
			寄植剪定（2）	低木 供用区間 中央分離帯	m2	1,000	
			抜根除草	植込み地 供用区間 歩道及び交通島	m2	100	
	道路植栽工	道路植栽工	道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹高2m×枝張0.6m 供用区間 歩道及び交通島	本	10	
	防草工（1）	防草シート	防草シート	露出 固定ピン設置 平面部（1:2.0超）	m2	1,200	
	防草工（2）	防草コンクリート	張りコンクリート	18-8-25(20)(高炉) W/C指定なし コンクリート 夜間割増無	m2	100	
	除草工	道路除草工	除草（1）	肩掛式機械除草 防護有り 集草・積込運搬	m2	1,500	
			除草（2）	肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	m2	1,500	
	発生物処理工	発生物処理工	処分費（1）	剪定枝・葉	t	50	
			処分費（2）	雑草	t	50	
	発生物処理工	緊急処理工	緊急処理		式	1	

工事名	R8・R9・R10浦和管内緑地維持工事		
図面名	数量総括表（2）		
年月日	令和 8 年	3 月	日
縮 尺	—	図面番号	5 / 6
設計会社名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

数量総括表（3）

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	備 考
道路維持	植栽維持工	樹木・芝生管理工	高木夏期剪定（1）	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	
令和10年度			高木夏期剪定（2）	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	20	
			高木冬期剪定（1）	幹周60cm以上90cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	
			高木冬期剪定（2）	幹周90cm以上120cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	50	
			中低木円筒形剪定（1）	樹高100cm以上200cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	
			中低木円筒形剪定（2）	樹高200cm以上300cm未満 供用区間 歩道及び交通島	本	300	
			寄植剪定（1）	低木 供用区間 歩道及び交通島	m2	22,000	
			寄植剪定（2）	低木 供用区間 中央分離帯	m2	1,000	
			抜根除草	植込み地 供用区間 歩道及び交通島	m2	100	
	道路植栽工	道路植栽工	道路植栽 中木	中木 キンモクセイ 樹高2m×枝張0.6m 供用区間 歩道及び交通島	本	10	
	防草工（1）	防草シート	防草シート	露出 固定ピン設置 平面部（1:2.0超）	m2	1,200	
	防草工（2）	防草コンクリート	張りコンクリート	18-8-25(20)〈高炉〉 W/C指定なし コンクリート 夜間割増無	m2	100	
	除草工	道路除草工	除草（1）	肩掛式機械除草 防護有り 集草・積込運搬	m2	1,500	
			除草（2）	肩掛式機械除草 防護無し 集草・積込運搬	m2	1,500	
	発生物処理工	発生物処理工	処分費（1）	剪定枝・葉	t	50	
			処分費（2）	雑草	t	50	
	発生物処理工	緊急処理工	緊急処理		式	1	

工事名	R8・R9・R10浦和管内緑地維持工事		
図面名	数量総括表（3）		
年月日	令和 8 年	3 月	日
縮 尺	—	図面番号	6 / 6
設計会社名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		